

令和4年第13回教育委員会定例会

開会年月日 令和4年7月8日(金)

場 所 田柄小学校

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

欠席者 教育委員会 委員 坂 口 節 子

議 題

1 陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について
(3) 南町小学校近隣における旅館業営業許可申請について

3 報告

- (1) 教育長報告
① 令和4年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
② 令和4年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について
③ 令和4年度夏季イングリッシュキャンプの実施について
④ 教科書展示会の実施結果について
⑤ その他

4 視察

- (1) 田柄小学校における授業

開 会 午前 10時35分

閉 会 午前 12時20分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

三 浦 康 彰

教育振興部教育総務課長	櫻井和之
同 教育施策課長	枝村 聡
同 学務課長	杉山賢司
同 学校施設課長	柴宮 深
同 保健給食課長	唐澤 貞信
同 教育指導課長	山本浩司
同 副参事	風間浩也
同 学校教育支援センター所長	小野 弥生
同 光が丘図書館長	山崎直子
こども家庭部長	小暮文夫
こども家庭部子育て支援課長	山根由美子
同 こども施策企画課長	佐藤重康
同 保育課長	清水輝一
同 保育計画調整課長	吉川圭一
同 青少年課長	石原清年
同 子ども家庭支援センター所長	橋本健太

教育長

電車の遅延によって、定刻より35分遅れたが、ただいまから第13回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

本日は坂口委員が欠席である。また、こども家庭部長は、電車の遅延により遅参する。よろしく願います。

なお、本日は田柄小学校の会議室を借り、出前教育委員会として行方。学校の皆さまにはご協力いただき、ありがとう。

また、本日は最後の案件に授業の視察をすることになっているが、先ほど申し上げたように開始時刻が35分遅れているため、視察の時間については調整させていただきたいと思っている。

また、本日午後1時35分から、体育館で児童の皆さんとの意見交換会を予定しているので、よろしく願います。

なお、ここはマイクの設備がないため、委員および理事者においては、いつもより大きめの声でご説明をお願いします。

それでは、案件に沿って進めさせていただきたく。

本日の案件は、陳情1件、協議3件、教育長報告4件である。

まず、会議の進め方について、お諮りする。本日の案件のうち、協議案件の(3)「南町小学校近隣における旅館業営業許可申請について」については、施設に関する情報が審議内容に含まれている。施設の安全管理上、非公開として報告案件の後に審議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書
[継続審議]

教育長

それでは、案件に入る。

はじめに、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局より、新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところ、継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(2) 令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

教育長

次に、協議案件である。

協議（2）令和4年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について。こちらは、本日、事務局より新たに提出された協議案件となる。

それでは、資料の説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

昨年は令和2年度の点検・評価をやっていたが、今年は令和3年度分の点検・評価を行っていただく。ご質問、ご意見等があれば、お願いします。

仲山委員

別紙1の2実施方法の（3）である。文の後半に「事務局における評価を資料として総合的に点検・評価を行う」というところであるが、詳しく説明していただけるか。

教育総務課長

事務局において、大体の事業については、過去3年間の実績をつけている。そういったものを資料として、点検・評価を行っていただくという意味合いで記載している。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

よろしいか。

点検・評価は今後どういうスケジュールで実施するのか。

教育総務課長

今日、実施方針を決定していただければ、点検・評価表の形を今度お示しする。それが8月の2回目の教育委員会で行うことを予定している。

それから、点検・評価表について、評価のご依頼を11月ぐらいに皆さんにお願いしたい。その評価をしていただきながら、有識者の決定を12月の第1回目の教育委員会で行う予定である。

教育委員からのご意見、特記事項欄というのがあったと思うが、それについて、内容を決定するのが、12月から年が明けた1月ということである。有識者の方々からのご意見も含め、完成させるのが2月の教育委員会というふうに考えている。その後、議会へ完成したものをお示しするという形になる。

以上である。

教育長

このような手順でこれから進めていくが、何かほかにご意見、ご指摘等があるか。よろしいか。

それでは、本日記られている資料の別紙1の実施方針に基づき、事務局で評価表の形を作成し、また来月以降の教育委員会で協議をしていただくという形にさせていただきたいと思う。

それでは、本日はこれまでとし、次回以降もこの協議については、継続としていきたい。

(1) 教育長報告

① 令和4年第二回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

それでは次に、教育長報告である。本日は、4件ある。

それでは、報告の①番について、願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

何かご質問等あればお願いしたい。

11名の議員が質問されて、そのうち10名から、教育委員会所管の案件についての質問があったところである。

仲山委員

いくつかあるのだが、まずは1ページの教育について。質問の(2)教科担任制に関しての質問で、「区内で令和3年度からモデル実施している小学校での取組の状況について伺う」という質問があるが、具体的にはどこが行っているのか。

教育指導課長

答弁の(2)に該当するところであるが、豊玉小学校が令和3年度からモデル校の指定校となっており、ほかの都内の9校とともに研究を進めているところである。

具体的には、中学校籍の体育の教員を小学校に添えて、高学年の小学校5年生、6年生を対象にして、教科担任のシフトを組んで、その成果と課題を検証しているところで

ある。
以上である。

仲山委員

これはまだ令和3年度から始まったばかりなので、効果とかはまだ分かっている段階ではないのか。

教育指導課長

1年目が終わった時点で、ある程度成果というものは学校でも認識しているところである。例えば国語を受け持った1人の教員が、3クラスの授業で、同じ内容を繰り返すことができるために、じっくりと教材研究をすることができる。さらに、3回繰り返すことで、授業の質がどんどん上がっていく。

それから、たくさんの教員が1人の子供を見ることができるので、組織的に子供たちの支援をすることができる、などの効果がある。

また、先生が特定の教科に集中して準備をすることで、教員の負担というものもある程度軽減できる、などの効果を学校では出している。

以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。

仲山委員

引き続きで申し訳ない。

5ページの教員の働き方改革について2。質問の(1)の上から3行目のところにあるが、「夜8時に退勤したことにして仕事を続けている」という部分に関連した話なのだが、単純に考えると、出勤時、退勤時に申告すればいいと思うが、どうしてそうなっているのか、分かっていたら教えていただきたい。

教育指導課長

出退勤管理システムを用いて、正確に勤務時間の実態を把握できるようにするために、各学校は、出勤時と退勤時に打刻するというようにしており、今年度はさらに徹底させるようにしているところである。

ただ、実際には月当たりの時間外在校時間を45時間以下にするということが1つの大きな目標になっているので、できるだけそういった形で取り組めるように各学校のほうで努力しているところである。

ご質問を受けているような実態について、私どもでは正確に把握しているわけではないが、こういう実態がもしあるのであれば、繰り返し学校のほうには指導しているところ

ろである。

以上である。

仲山委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほかにあるか。

岡田委員

1ページの教育について。(2)の教科担任制について、私も経験があるが、特に小学校の高学年で教科担任制を導入するのはすごく効果があって大切だと思う。これは意見であるが、成果を踏まえてどんどん進めていただければいいと思う。特に、理科であまり実験をやっていないとか、そういうような話も聞くので、できる限りこういう方向でやっていただけるとありがたいと思う。

それから、5ページの教員の働き方改革について。田柄小学校の学校要覧を拝見して、一番裏に先生方のお名前以外にも、学力向上支援員、学校生活支援員、スクールサポートスタッフとか、多くの方が学校に関わって、子供たちの指導に携わっていただいていると思った。

区でこのように手厚く学校を支援してくださっていて、とてもありがたく思ったのだが、教員の働き方改革という観点で言うと、まだまだ勤務時間が遅くまでかかっているということもあるので、中学校の部活動問題も含めて、またいろいろとご検討いただければありがたいなと思った。

以上である。

教育指導課長

まず、1点目の教科担任制についてである。委員からご指摘いただいたとおり、国は教科担任制を全国的にも推進していく方向でいるため、専門性の高さであったり、授業の質の向上であったり、小学校高学年が中心となるかと思うが、そういった取組が進められるように、区としても取り組んでいきたいと思う。

一方、東京都から教員が配置されるため、東京都は現在10校のモデル校を通じて研究を進めているところである。その成果と課題を検証しつつ、令和5年度以降の進め方について検討するというような話を伺っている。

教員や財源の確保とか、様々な課題もあるため、そういったものと合わせながら、推進できるように進めていきたいと思っている。

それから、2点目の教員の働き方改革について。委員がお話しいただいたとおり、正規の教員以外にも教育委員会で各学校に様々な支援員を配置しているところである。働き方改革の推進にあたっては、サポート人材の配置や効果的な活用、部活動の地域移行などのあり方の見直しとともに、公務業務の改善や教員の意識改革とか、そういった様々な視点から改革を今年度も進めていきたいので、また改めてご報告できればと思っています。

る。
以上である。

教育長

ほかにあるか。

中田委員

教科担任制の話が出ていたが、学習面だけではなくて、担任の先生と子供の相性もあるかと思うので、1ページの答弁(2)のところにも書かれているように、「教員がチームとして児童を育てる」というように、いろいろな先生が子供に関わるというのはすごく大事だと思った。

先生が教えるのが得意不得意な科目があるかと思うので、クラスによってばらつきがないようにするためには、教科担任制はいいと思っている。

また、11ページの子育て支援について1。(2)のおむつの定額利用サービスだが、現在おそらくお布団とかはもうレンタル化されているのだが、紙おむつというのは、すごくかさばるし、名前を書いたりするのもすごく大変だと思う。保育園の入所申込者数が減少傾向にあることに歯止めをかけるというものではないけれども、保護者の負担を軽減するという意味では、この定額利用サービスができるというのはいいと思う。

保育課長

紙おむつの定額利用サービスについて。待機児童ゼロは達成したが、まさにこれから保護者の負担をいかに減らしていくかという観点で、サービスの拡充に努めていきたいと考えているところである。

紙おむつの定額利用サービスは、23区だと渋谷区が最初に始めて様々な報道がなされたが、1枚ずつ名前を書いて、それを袋に入れて、例えば雨が降ったときにはほかの荷物と一緒に園に持っていくのは大変負担であると考えている。答弁にもあるように、今年度中に試行させていただいて、いいと感じられればサービスの拡充に努めていきたいと考えている。

中田委員

ありがとう。

教育指導課長

1点目にお話しいただいた教科担任制についてである。委員がお話しいただいたとおり、教科担任制のよさというのは、複数の教員が1人の子供を見ることが出来る。様々な教え方、考え方に触れることもできるし、また、何か困ったときや相談に乗ってもらいたいときに、いろいろな教員と関わるができることである。

実際に豊玉小学校でも、6年生としての教師集団、5年生としての教師集団というように学年としてのまとまりが非常に強くなったというような効果も報告されているところである。そういったよさを引き続き高めていけるような取組をしていきたいと思って

いる。
以上である。

教育長

よろしいか。
ほかにあるか。

岡田委員

7ページであるが、現在学校では、いじめだとかヤングケアラーというような視点で子供たちを見つめて、それに対して調査を行ったり、指導したりしているが、私が少し心配しているのは、コロナによる閉塞感がある中で、大きな影響を受けるのが、なかなか環境に適用する力がない子供たち。そういう子供たちが学校生活や家庭生活の中で、非常に息苦しい生活をしているのではないかと思われる。

ぜひ、いじめ、ヤングケアラーというそのことだけではなくて、適応障害があり苦しんでいる子供たちに向けた対応について考えていただきたい。すでに対応していらっしゃると思うのだが、どんなことをやっているのか、お伺いしたい。

学務課長

適応障害の児童生徒に対しては、学校から相談がある場合に、特別支援教室とか特別支援学級への利用に関する就学相談を受けている。

学校で発見した児童生徒の困りごとを丁寧にお伺いして、特別支援教室や特別支援学級での支援がいいのか保護者の方とご相談させていただいたうえで、適切な場を提供しているというような状況がある。

また、そうした相談の中で、ご家庭の中に課題があることが分かった場合には、例えば子ども家庭支援センターと連携して、ご家庭への支援につなげるということも実施している。いずれにしても、引き続きこうしたコロナの影響も踏まえて、学校や関係機関と連携して、児童生徒が安定して学校生活を送れるというように努めていきたいと考えている。

以上である。

教育長

よろしいか。
ほかにあるか。

仲山委員

7ページの学校におけるいじめ対策について。現在の取組としては、いじめの防止と発見、いじめの実態把握などいろいろな取組をされているということであるが、実際にいじめが発見された後、それにどう対応しているのか。もし事例があれば、あるいは一般的な対応の仕方があれば、教えていただきたい。

教育指導課長

いじめへの対応であるが、できるだけ事が重大化しないうちに、子供たちの傷が深くならないうちに、先生や友達、本人の訴えから早く見つけるということが何より大切なことである。先生がいじめを発見した時点で、最初にやるのは、被害者、加害者、それぞれに事実関係を確認するというところから始まる。

そのなかで、多くは自分が傷ついている、いじめられているということをお互いに話し合っ、悪かったこと、よかったこと、これからどうしていこうかということ、先生が仲介して話すことで、落ち着いていくかと思う。

深刻な場合は、保護者の方に知らせなければいけないこともあるので、その場合はお伝える。また、学校内にいじめ対策組織があり、学年、生活指導主任、養護教員、スクールカウンセラー、管理職で組織しているが、組織的に内容を協議したうえで、それぞれ複数の教員が支援に関われることになる。場合によっては、専門機関につなげていくといったようなケースもある。いじめの内容・程度によって、対応の仕方は変わってくると思う。

以上である。

仲山委員

分かった。よろしく願います。

教育長

ほかにあるか。

仲山委員

5ページの教員の働き方改革について2。お伺いしたいのは、学校生活支援員とICT支援員に関することである。まず学校生活支援員は、何か資格を持っている必要があるかということ。それから、質問(2)に「厳しい環境での仕事を余儀無くされている」とあるが、実際にそうなのか。

それから、ICT支援員について、今後役割が縮小していくということであるが、最終的に教員が分からないことがあったときに、そこに連絡すれば教えてくれるというような、そういうシステムが現在あるのかということ。もしなかったときにそういったシステムがあるといいと思うのだが、それに関するお考えを教えてください。

教育指導課長

1点目の学校生活支援員について。資格の要件としてはいくつかある。教員免許を所持している者。または、保育士や介護福祉士、心理士資格等を所持している者。または、その他の学校教育や障害者施設等に関する知識や経験のある者。かなり幅があるところであるため、ある程度学校に関わる経験がある方であれば、学校生活支援員になることはできる。

しかし、「非常に厳しい勤務条件」という質問があったが、実際に子供たちに関わる責任のある仕事という意味では、どういった支援員もそれなりの役割はあると認識はして

いる。実際に学校生活支援員の方をお願いしていることは、例えば授業中に児童や生徒に対する学習支援をお願いするとか、児童生徒の移動および日常生活の介助であるとか、少し支援を必要とするような子供たちを対象にして、主に仕事を進めていただいているといった状況である。

学校生活支援員については以上である。

教育施策課長

引き続き、ICT支援員についてご質問をいただいたところである。区は、タブレットや教室用のパソコンの保守を委託している。委託している事業者の中から、ICT支援員として、SEの経験者やICTにたけている人材を確保していただき、各学校を回っているところである。

問合せ先やトラブル対応等のシステムについては、現在もICT支援員とは別に専門の事業者が運営するヘルプデスクを設けている。

例えば、第2土曜日。学校が運営しているときには、同じくヘルプデスクも開設して、電話等でお問合せをいただく。場合によっては、学校のパソコン機器をリモートで操作して、トラブルを解決するというも行っている。

特にタブレットを1人1台配備したことによって、ICT支援員は、実際の授業の中でどういうふうにするのか、子供たちにとっても一番よいのかなど、先生のサポートをしていながら取り組んでいる。

先生方も慣れてくれば、そういった役割は縮小するだろうということであるが、いわゆるヘルプデスク的な機能は今後も継続するということを考えている。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。

仲山委員

もう1点だけよろしいか。

6ページのインクルーシブな教育環境について。学校にエレベーターの設置を着実に進めていくということだが、現在エレベーターがない学校に通っている車椅子の子供にはどういうふうに対応しているのか教えていただければと思う。

学務課長

現在車椅子をご利用になられている児童生徒のうち、エレベーターがない学校については、例えば車椅子の昇降機がついている学校もある。それもないという場合には、可搬型の昇降機があるので、そうしたものを借りて学校に配備する。学校で一定の操作研修が必要であるため、業者に研修をしていただいたうえで、児童生徒が階段を上下する必要があるときには可搬型の昇降機を使って、児童生徒の昇降をお手伝いするというよ

うな対応である。
以上である。

仲山委員

どうもありがとう。

教育長

よろしいか。
ほかにあるか。
それでは、報告の①番を終わる。

② 令和4年第二回練馬区議会定例会予算特別委員会における質問項目について

教育長

次に、報告の②番をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。
それでは、報告の②番を終わる。

③ 令和4年度夏季イングリッシュキャンプの実施について

教育長

次に、報告の③番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。

岡田委員

参加率は何%ぐらいか教えていただきたい。

保健給食課長

臨海学校と同程度の70%と見込んでいたところであるが、結果的には72.7%の

参加希望をいただいている。もちろん学校によって差はあるため、半分程度の学校もあれば、95%の学校もあり、若干のばらつきがある。

以上である。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

仲山委員

時間割についてだが、1日目の午後からプレゼンテーションの準備に入っており、ここで「班のテーマの決定」をするということであるが、その後、プレゼンテーションの準備には2日目の1時間だけである。そうすると、1日目のここでテーマが決まった後、2日目で十分な準備ができるのかとってしまうが、事前にある程度の材料を用意するという時間を取っているのか。

保健給食課長

基本的には、事前学習は参加する生徒、しない生徒がいるので、そんなに多くするようなことは考えていない。初日のプレゼンテーションの準備から始まり、2日目も2つのコマがある。宿泊しているため、それ以外でも相談は可能であるが、英語を使って発表するため、あまり突っ込んだ内容にはならないだろうというところもある。2泊3日の間でまとめられるようなものを、企業のほうでもノウハウがあるため、英会話の外国人講師と協力して、実現できるように考えている。

仲山委員

分かった。どうもありがとう。

教育長

ほかにあるか。

中田委員

英会話によるゲームがいくつかあるが、これは子供たちが考えるのか、先生が事前に準備をするのか。

保健給食課長

英会話によるゲームについては、受託している業者が、ほかでも行っているようなものがあるため、何種類かもう既に用意している。その場で説明して、子供たちがやるというような形になる。

教育長

ほかにあるか。よろしいか。

それでは、報告の③番を終わる。

④ 教科書展示会の実施結果について

教育長

次に、報告の④番をお願いします。

学校教育支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

それでは、ただいまの説明について、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。

⑤ その他

教育長

それでは、その他事務局から何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆さまから、何かあるか。

仲山委員

1つだけよろしいか。

昨日のニュースだったと思うが、学校で事故が起きたときに救急車を呼ばなかったということが問題になっていたが、救急車を呼ぶか呼ばないかはすごく難しい判断であるが、練馬区の場合何か指針があるのか。それとも、現場の先生とか保健室の先生の判断でやることになっているのか。

保健給食課長

例えば、保護者の方になるべく早くお知らせしたり、確認していただきたいということもあるが、基本的には、現地で養護教諭や保護者の間で、安全を期してというようなことであれば、遠慮なく救急車等を呼ぶというような形で行っている。

仲山委員

分かった。よろしくをお願いします。

教育長

ほかにあるか。
なければ、以上とさせていただきます。

(3) 南町小学校近隣における旅館業営業許可申請について

教育長

冒頭にもお話ししたが、協議の(3)については、冒頭にお諮りしたとおり秘密会により行わせていただきたいと思います。

—— 非公開による審議（秘密会） ——

教育長

以上である。少し予定していた時間を過ぎたが、授業の視察をお願いする。
なお、本日の定例会は、視察の終了をもって閉会とする。